

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱
「危険鳥獣」を「緊急対処鳥獣」に改めること。（第二条新第六項、第三条第二項新第五号、第四条第二

項新第八号、新第三十四条の二第一項及び新第三十四条の三第一項関係）